

まちづくり協議会

設立総会資料



日時：平成28年1月24日（日）

午前10時～

場所：内日公民館3階講堂

・ ・ ・ 目 次 ・ ・ ・

内日地区まちづくり協議会設立總會次第	1
内日地区まちづくり協議会設立までの経過	2
内日地区まちづくり協議会設立準備会委員名簿	4
内日地区まちづくり協議会設立準備会決算書（見込み）	5
監査報告書	6
内日地区まちづくり協議会設立趣意書	7
第1号議案	
内日地区まちづくり協議会規約（案）	8
内日地区まちづくり協議会組織図（参考）	14
第2号議案	
内日地区まちづくり協議会役員選出	15
内日地区まちづくり協議会部会長及び副部会長の選出（参考）	15
第3号議案	
顧問の委嘱	16
第4号議案	
内日地区まちづくり協議会事業計画及び収支予算（案） （一事業年度）	17
第5号議案	
内日地区まちづくり協議会事業計画及び収支予算（案） （平成27年度）	20

内日地区まちづくり協議会 設立総会 次第

- 1 . 開会
- 2 . 設立準備会会長あいさつ
- 3 . 来賓紹介及び祝辞
- 4 . 経過報告
- 5 . 資格審査報告（総会成立要件）
- 6 . 議長選出
- 7 . 議事録署名人及び書記指名
- 8 . 議事
 - （ 1 ）第 1 号議案 内日地区まちづくり協議会規約の制定
 - （ 2 ）第 2 号議案 役員を選出
 - （ 3 ）第 3 号議案 顧問の委嘱
 - （ 4 ）第 4 号議案 内日地区まちづくり協議会事業計画及び収支予算（案）
（一事業年度）
 - （ 5 ）第 5 号議案 内日地区まちづくり協議会事業計画及び収支予算
（平成 2 7 年度）
- 9 . 議長退任
- 1 0 . その他
- 1 1 . 閉会

§ 内日地区まちづくり協議会設立までの経過

内日地区まちづくり協議会設立までの経過

下関市では、それぞれの地区に関わる様々な人たちが身近なまちづくりについて話し合い、課題を共有し、効率的に地区の皆さんが理想とする安全で安心なまちづくり、住みよいまちづくりを行うため、「まちづくり協議会」を市内全域で設立することを目指して取組を進めてきました。

当地区におきましても、市が主催したまちづくり集会に参加された様々な団体の代表者をはじめとした「内日地区まちづくり協議会設立準備会」を立ち上げ、内日地区まちづくり協議会の設立を目指して検討を重ね、本日の設立総会に至りました。

以下に、これまでの経過をお示しします。

これまでの取り組み

平成26年9月28日	「まちづくり集会」
平成27年2月28日	「内日地区まちづくり協議会設立準備会の立上げに向けた協議会」
平成27年3月28日	「内日地区まちづくり協議会設立準備会の立上げに向けた協議会」(2回目)
平成27年5月16日	「内日地区まちづくり協議会設立準備会立上げ」
平成27年7月7日	「内日地区まちづくり協議会設立準備会役員会」
平成27年7月24日	「内日地区まちづくり協議会設立準備会」 (ワークショップ)
平成27年8月7日	「内日地区まちづくり協議会設立準備会役員会」
平成27年8月21日	「内日地区まちづくり協議会設立準備会」

平成27年9月15日	「内日地区まちづくり協議会設立準備会」
平成27年11月13日	「内日地区まちづくり協議会設立準備会役員会」
平成27年12月15日	「内日地区まちづくり協議会設立準備会」
平成28年1月24日	「内日地区まちづくり協議会設立総会」

内日地区まちづくり協議会設立準備会役員名簿

No	役職	氏名	所属団体	備考
1	会長	下田 賢吾	内日自治連合会	
2	副会長	榊野 克己	内日地区民生児童委員協議会	
3	副会長	藤岡 千鶴	内日自治連合会婦人部	
4	会計	武永 憲昭	内日自治連合会	
5	書記	木村 由起	内日校区コミュニティスクール運営協議会	
6	監事	西田 哲男	農事組合法人うついの里	
7	監事	岡田 巧	内日自治連合会	
8	委員	太田 俊彦	内日一町自治会	
9	〃	白川 邦彦	内日三町自治会	
10	〃	益本 和昭	内日五町自治会	
11	〃	藤田 敬	内日六町自治会	
12	〃	下田 和芳	内日七町自治会	
13	〃	田中 肇	内日九町自治会	
14	〃	宮田 富二香	内日地区保健推進委員会	
15	〃	吉村 知大	内日中学校PTA	
16	〃	倉橋 健之	内日小学校PTA	
17	〃	前田 良行	内日幼稚園PTA	
18	〃	佐々木 賢明	内日長寿会	
19	〃	百田 ゆかり	内日子ども会	
20	〃	益本 敏和	内日子ども見守り隊	
21	〃	西田 富士夫	内日を考える青年の会	
22	〃	伊田 喜弘	下関土地改良区 内日地区運営委員会	
23	〃	藤田 忠清	下関市農業委員	
24	〃	佐藤 実男	下関市消防団 内日分団	
25	〃	三輪 孝文	下関市スポーツ推進委員	
26	〃	西田 勝英	下関農業協同組合内日運営委員会	
27	〃	松岡 由美子	下関農業協同組合内日女性部	
28	〃	中野 千鶴子	企業組合うつい工房	

平成27年度 内日地区まちづくり協議会設立準備会決算書(見込み)

平成27年5月16日～平成28年1月22日

1 収入の部

(単位:円)

収入区分	予算額	決算額	比較増減	備 考
補助金	103,000	103,000	0	
寄付金	0	0	0	
その他収入	100	8	92	
合 計	103,100	103,008	92	

2 支出の部

(単位:円)

経費区分	予算額	決算額	うち	比較増減	備 考
			補助対象金額		
消耗品費	27,280	77,273	77,273	49,993	
食糧費	22,500	11,200	11,200	11,300	
印刷製本費	32,500	0	0	32,500	
通信運搬費	17,400	4,100	4,100	13,300	
使用料及び賃借料	3,420	600	600	2,820	
その他支出	0	0	0	0	
合 計	103,100	93,173	93,173	9,927	

監査報告書

収支決算について、預金通帳、出納帳、領収書等と照合したところ、適正に処理されていたので、その旨報告いたします。

平成28年1月22日

監事 藤田 敬 印

監事 田中 肇 印

内日地区まちづくり協議会設立趣意書

内日地区は下関市の中心に位置し、鬼ヶ城をはじめ、竜王山、狩音山、笠ヶ岳、六万坊山等の山々に囲まれ山紫水明で、自然豊かな地区であります。内日地区特有の地形と豊かな水源に恵まれた当地区には、広大な農地が広がっており、中でも稲作農業が盛んで、約500世帯の過半数が農家です。

また内日水系の内日貯水池は、下関水道発祥の地でもあり、水道創設当時に整備された水道施設は、平成10年に国の登録有形文化財に登録されています。

そして内日地区では女性が運営する企業組合「うつい工房」や、最近では「うついの里にここ市場」での地元特産品の販売を始め、様々な地域活動を行ってきました。

一方で、社会を取り巻く環境は大きく変化し、少子・高齢化、人口減少、核家族化、個人の価値観の多様化などにより地域のつながりは希薄となり、様々な課題が生じてきました。

このことは当地区も同様であり、子育て支援、高齢者問題、防犯、防災対策が懸念される中、地域活動への参加者が減少するなど、様々な問題を抱えています。

これらの課題を解決するには私たち地区の住民が、改めて地区を見つめ直し、地区の課題について考え、行動し、行政と協働を図りながら課題を解決していくことが必要であると考えます。

内日地区としても、これからのまちづくりを進めるうえでまちづくり協議会の設立は必要であると判断し、市が主催した、各地区における「まちづくり集会」の参加者を基本にして、まちづくり協議会設立準備会を立ち上げ、協議会の設立について検討するとともに、地区の課題や活性化について情報共有の取組を進めて参りました。今後は、地区のつながりを深めるための情報発信、産業振興や環境保全、暮らしの安全、高齢者や子どもの福祉、イベントによる活性化対策などを行い、よりよいまちづくりを行います。

内日地区における様々な課題を、住民の力を結集して、地域の特色を活かしながら、様々な分野において、お互いに知恵を出し合いながら、課題の解決を図り、「安全」、「安心」、「元気」なまちの実現を目指し、内日校区におけるまちづくり協議会を設立します。

内日地区まちづくり協議会設立準備会

第1号議案

内日地区まちづくり協議会規約（案）

第1章 総則

（名称及び事務所）

第1条 本会は内日地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を内日公民館（大字内日下1146番地5）に置く。

（区域）

第2条 協議会の地区の区域は、別表1のとおりとする。

（構成員）

第3条 協議会の構成員は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区内に居住する者
- (2) 地区内で活動する市民活動団体等
- (3) 地区内で事業を営む者又は地区内に存する事業所に勤務する者
- (4) 地区内に存する学校等に通う者

第2章 目的及び活動

（目的）

第4条 協議会は、構成員相互の交流と親睦を図り、人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを目指し、自主的かつ主体的に活動を行うことを目的とする。

（活動）

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 地区の課題、情報等を共有するための広報に関する活動
- (2) 地区の地域福祉、子育て支援、防犯、防災等の課題の解決に向けた共助に関する活動
- (3) 地区内外における地域交流に関する活動
- (4) 地区の特性である地域資源の活用に関する活動
- (5) 地区における市民等の意見や課題を把握し、まちづくり計画等に反映するための情報収集に関する活動
- (6) 地区の課題の解決のための市との協働に関する活動
- (7) 市の事業への協力及び市からの提案等に対する意見集約に関する活動
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地区において必要な住民自治によるまちづくりに関する活動

第3章 役員

（役員を選任）

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 部長 4名
- (6) 監事 2名

2 部会長を除く役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 事務局長は、協議会の事務局を統括する。

4 会計は、協議会の会計を担当する。

5 部会長は、担当する部を統括し、事業の企画・運営を行う。

6 監事は、協議会の会計及び事業を監査し、総会に監査報告する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。

2 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)協議会の運営に関すること。

(2)各部会の統括・調整に関すること。

(3)各種事務手続きその他庶務に関すること。

(4)その他事務局が行うこととなった事項に関すること。

3 事務局に事務員を置くことができる。

4 事務員は、事務局長の指示のもと事務を遂行する。

第4章 顧問

(顧問)

第10条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の同意を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会議

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、運営委員会及び部会とする。

2 会議は、原則公開とし、構成員は傍聴できる。ただし、会長が必要と認めた場合には、非公開とすることができる。

第6章 総会

(総会)

第12条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

(総会の種類)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、代議員制とし、次に掲げる代議員をもって構成する。

(1) 監事を除く役員

(2) 別表2に掲げる協議会を構成する団体等から推薦された者

(3) 地区に居住する市民の中から公募で選ばれた者

2 代議員は50名までとし、任期は2年とする。

3 公募による代議員の定数は10名までとし、その選出方法については別に定める。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年会計年度終了後、概ね2か月以内に開催するものとする。

2 臨時総会は、会長が必要と認める場合又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、少なくとも会議を開催する1週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、代議員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会に出席した代議員の中から選出する。

(総会の審議事項)

第18条 総会は、次の事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) まちづくり計画の策定や見直しに関すること。
- (4) 役員を選任及び解任に関すること。
- (5) 規約の改正に関すること。
- (6) その他会務運営上必要な事項。

(総会の定足数)

第19条 総会の開催は、代議員の3分の2以上の出席を要する。ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席代議員の過半数で決する。可否同数の時は議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員総数及び出席代議員数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

第7章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第22条 運営委員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(運営委員会の審議事項)

第23条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会、部会から提議された事項
- (4) 構成員から提議された事項
- (5) 細則に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の開催)

第 2 4 条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員 $\frac{2}{3}$ 以上から請求があったとき。

3 会長は、前項第 2 号の規定による請求があったときは、速やかに運営委員会を招集しなければならない。

(運営委員会の議長)

第 2 5 条 運営委員会の議長は、会長が務める。

(運営委員会の定足数)

第 2 6 条 運営委員会は、役員 $\frac{2}{3}$ 以上の出席がなければ開催することができない。

(運営委員会の議決)

第 2 7 条 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。賛否同数の時は議長の決するところによる。

(運営委員会の議事録)

第 2 8 条 運営委員会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員総数及び出席委員数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその運営委員会において選任された議事録署名人 2 人が署名押印をしなければならない。

第 8 章 部会

(部会の設置)

第 2 9 条 協議会に次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める活動を行う。

- (1) 総務部会 まちづくり協議会の統括及び広報に関する活動
- (2) 産業・環境部会 産業施設整備、環境保全及び農業振興に関する活動
- (3) 暮らしの安全と教育部会 防災、安全対策、高齢者の健康と福祉及び子供の安全と教育に関する活動
- (4) 活性化・イベント部会 内日地区の活性化(イベント)及び定住人口対策に関する活動

2 部会は、前項で定める活動のほか、次の事項を審議議決する。

- (1) 部会に付託された事項の決定及び実施に関すること
- (2) 部会の事務に関すること
- (3) その他総会及び運営委員会の議決を要しない業務の遂行に関すること

3 第 1 項の規定にかかわらず、2 部会以上に関わる活動その他必要と認める事項を審議するため、運営委員会の承認を得て専門委員会を置くことができる。専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(部会長及び副部会長)

第 3 0 条 部会に部会長 1 人、副部会長 2 人以内を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の中から互選する。

3 部会長は、部会の会務を総理し、会議の議長となる。

- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、前項の職務を代理する。
- 5 部長及び副部長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 欠員により選出された部長及び副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 部長及び副部長は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間はその職務を行わなければならない。

(部会の開催)

第31条 部会は、部長が招集する。

2 部会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 部長が必要と認めたとき。

(2) 部会員の2分の1以上の者から招集の請求があったとき。

3 部長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに部会を招集しなければならない。

第9章 会計

(経費)

第32条 協議会の運営及び活動に要する経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第33条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第34条 監事は、協議会の会計年度が終了したとき又は会計事務が終了したときは、速やかに会計監査を行うものとする。

2 前項に規定する会計監査の結果については、協議会の役員に報告するものとする。

第10章 情報公開等

(書類及び帳簿の備付け)

第35条 協議会は事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を事務所に備え付けることとし、情報の公開を行うものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第36条 協議会が活動に伴い知り得た個人に関する情報については、その保護と適正な利用に努めるとともに、本人の同意があるとき又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときに限り公開できるものとする。

第11章 附則

(その他)

第37条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。

(規約の改廃)

第38条 この規約の改廃については、総会において出席代議員の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年1月26日から施行する。

(まちづくり協議会設立時の役員等の任期)

- 2 第8条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、まちづくり協議会設立時の役員(部会長を除く。)及び代議員の任期は平成29年度に後任者が就任するまでとする。また、第30条第5項の規定にかかわらず、まちづくり協議会設立時の部会長の任期は平成29年度に後任者が就任するまでとする。

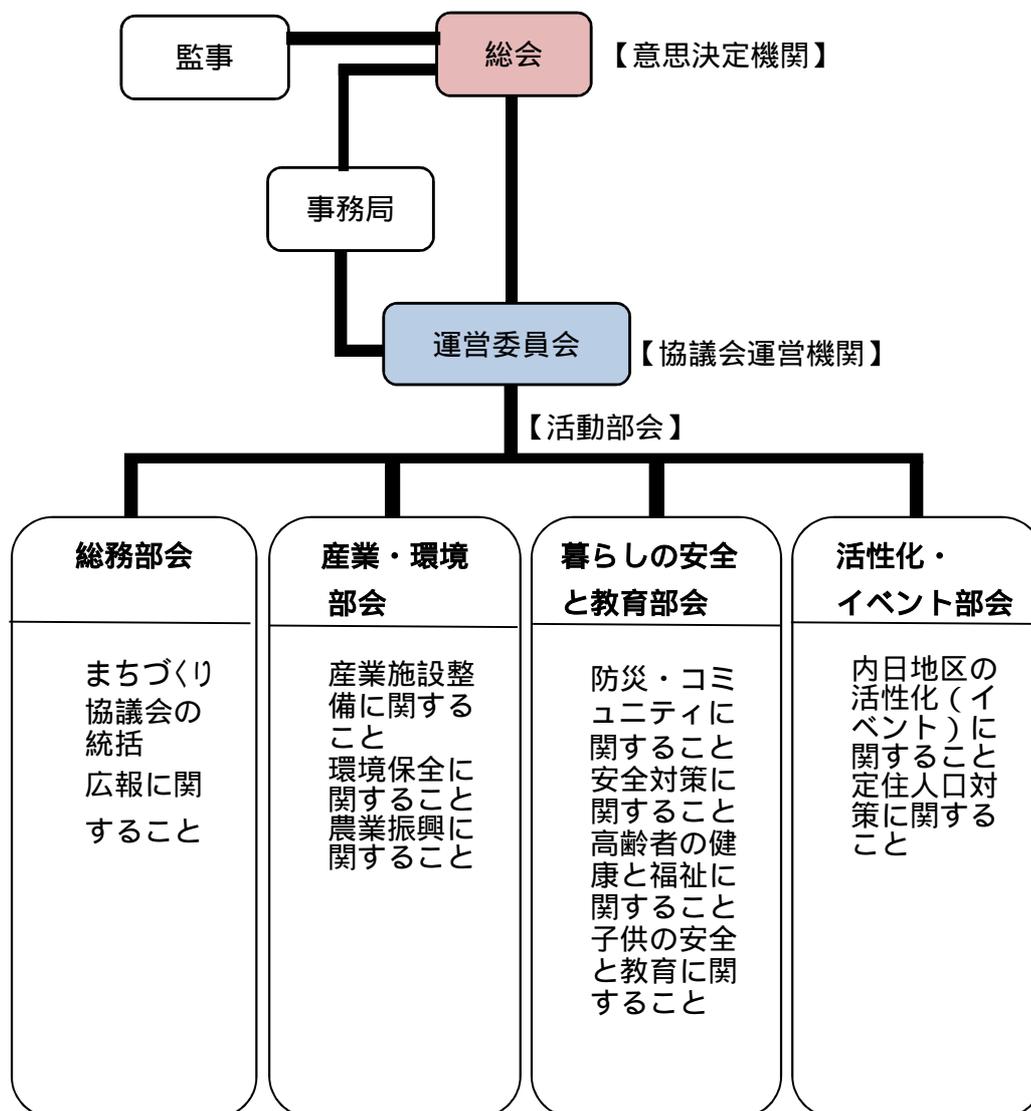
別表1(第2条関係)

	町名一覧
地区の区域	内日一町、内日二町、内日三町、内日四町、内日五町、内日六町 内日七町、内日八町、内日九町

別表2(第14条関係)

内日地区まちづくり協議会を構成する団体等
内日自治連合会(内日一町自治会、内日二町自治会、内日三町自治会、内日四町自治会、内日五町自治会、内日六町自治会、内日七町自治会、内日八町自治会、内日九町自治会)内日自治連合会婦人部 内日地区民生児童委員協議会、内日地区保健推進委員会、内日中学校PTA 内日小学校PTA、内日幼稚園PTA、内日校区学校運営協議会 内日子ども会、内日長寿会、内日子ども見守り隊、内日を考える青年の会 下関市農業委員、下関土地改良区内日地区運営委員会、下関市消防団内日分団 下関市スポーツ推進委員、下関市農業協同組合内日運営委員会 下関市農業協同組合内日女性部、農事組合法人うついの里 企業組合うつい工房、農事組合法人うつい、内日ソフトボール協会 下関市青少年補導委員(内日校区) 公募

内日地区まちづくり協議会組織図（案）



第2号議案

内日地区まちづくり協議会 役員選出

役 職	氏 名	所属団体
会 長	下 田 賢 吾	内日自治連合会長
副 会 長	柘 野 克 己	内日地区民生児童委員協議会
副 会 長	藤 岡 千 鶴	内日自治連合会婦人部
事務局長	武 永 憲 昭	内日自治連合会副会長
会 計	藤 田 敬	内日自治連合会監事
部 会 長	松 本 則 之	内日校区学校運営協議会
部 会 長	竹 村 勝	農事組合法人うつい
部 会 長	益 本 敏 和	内日子ども見守り隊
部 会 長	西 田 富 士 夫	内日を考える青年の会
監 事	西 田 哲 男	農事組合法人うついの里
監 事	岡 田 巧	内日自治連合会副会長

内日地区まちづくり協議会 部会長及び副部会長選出（参考）

部 会 名	部 会 長	副部会長
総務部会	松 本 則 之	中 本 英 樹
産業・環境部会	竹 村 勝	中 野 正 昭
暮らしの安全と教育部会	益 本 敏 和	井 田 弘 文
活性化・イベント部会	西 田 富 士 夫	大 田 俊 彦

第3号議案

顧問の委嘱

所 属	氏 名

第4号議案

内日地区まちづくり協議会事業計画書（案）

〔一事業年度〕

事業計画書[運営事業・活動]

区分		事業名	事業概要	実施時期	
運営事業		運営委員会等開催	部会調整 総会議案の検討協議	随時	
		総会開催	事業報告、収支決算、事業計画、収支予算、記念講演会	4月	
活動	全体事業	地域づくり研修会	講演会、研修会	年2回	
		救命講習会	AEDを使った救命講習会	年1回	
	部会事業	総務部会	広報紙発行 HP作成管理 フィールドワーク	活動内容の情報発信、課題の把握	年4回 随時 年2回
			産業・環境部会	農業の担い手の育成	農業の体験学習
		ゴミの不法投棄の監視 県道などのゴミ拾い		ゴミの不法投棄をされそうな場所の巡回・看板の設置 内日で一斉にゴミ拾いを実施	年6回 年1回
		暮らしの安全と教育部会	子どもの見守り	子どもの通学時の見守り 川や溜池など危険個所の巡回と看板の設置	登校日 年2回
			高齢者の見守り	一人暮らしの高齢者宅の訪問	随時
			学校と地域の交流	愛校活動	年1回
		活性化・イベント部会	イベントの実施	近隣の子どもを集めたイベントを開催する	年2回

内日地区まちづくり協議会収支予算書（案）

〔一事業年度〕

〔運営事業〕

【収入の部】

[単位：円]

収入区分	予 算 額	詳 細
市補助金	1,100,000	
その他	1,000	寄付金、預金利子
合 計	1,101,000	

【支出の部】

[単位：円]

経費区分	予算額	詳 細
賃金	615,000	事務員の賃金
旅費	33,000	市との連絡調整に要する旅費
消耗品費	70,000	事務用品等
食糧費	18,000	会議等の湯茶、茶菓子代
印刷製本費	23,000	資料等のコピー代、記録用写真印刷代 チラシ・ポスター等印刷製本費
修繕料	30,000	機器等の修繕代等
通信運搬費	115,000	切手、はがき代等 電話、ファクシミリ等に係る通信料
保険料	2,000	労災保険料
使用料及び賃借料	14,000	会場等の使用料及び機器等の賃借料 会場等で利用する冷暖房費等
備品購入費	175,000	書庫、机、椅子、テーブル、パソコン プリンター等
負担金	6,000	会議及び研修会に係る参加費等
合 計	1,101,000	

内日地区まちづくり協議会収支予算書（案）
〔一事業年度〕
〔活 動〕

【収入の部】

[単位：円]

収入区分	予 算 額	詳 細
市補助金	1,074,000	
その他	1,000	寄付金、預金利子
合 計	1,075,000	

【支出の部】

[単位：円]

経費区分	予算額	詳 細
報償費	128,000	講師等への謝礼、参加賞等
旅費	45,000	講師の旅費等
消耗品費	122,000	事務用品、用紙代、啓発用配布物等 軍手等
燃料費	11,000	活動のための物品運搬等に係る燃料費、 草刈機等の燃料費
食糧費	88,000	講師の弁当代、湯茶、茶菓子代等
印刷製本費	423,000	チラシ、ポスター、写真印刷代等
光熱水費	8,000	活動に要する電気代、水道代、ガス代等
通信運搬費	37,000	切手、はがき代等
保険料	24,000	傷害保険料、スポーツ保険料等
使用料及び賃借料	99,000	会場借上料、備品借上料、駐車場料等 車両等の借上料
原材料費	40,000	板材等
備品購入費	50,000	活動に必要な器具、機器等
合 計	1,075,000	

第5号議案

内日地区まちづくり協議会事業計画及び収支予算(案)[平成27年度]

事業計画書(案)[運営事業]

- 1 名称 内日地区まちづくり協議会
2 事業の実施期間 28年1月26日 ~ 28年3月31日
3 事業の概要

【事業内容】

内日地区まちづくり協議会を運営するため、次の事業に取り組む。

1. まちづくり協議会の運営に関する事務
2. まちづくり協議会に関する会議の開催
3. まちづくり協議会の事務所の維持管理
4. その他まちづくり協議会の運営に関し必要な事業

4 事業の実施計画

実施時期	事業内容	備考
1月～2月	事務所整備(通信環境、資料保存場所等)	
1回	運営委員会	

収支予算書（案）[運営事業]

名 称

内日地区まちづくり協議会

平成27年1月26日～平成28年3月31日

1 収入の部

[単位：円]

収入区分	金 額	詳 細
市補助金	183,000	
合 計	183,000	

2 支出の部

[単位：円]

経費区分	金 額	うち	詳 細
		補助対象金額	
賃金	103,000	103,000	事務員の賃金
旅費	4,000	4,000	市との連絡調整に要する旅費
消耗品費	8,000	8,000	事務用品等
食糧費	1,000	1,000	会議等の湯茶、茶菓子代
印刷製本費	1,000	1,000	資料等のコピー代、記録用写真印刷代
通信運搬費	28,000	28,000	切手、はがき代等 電話、ファクシミリ等に係る通信料
保険料	1,000	1,000	労災保険料
使用料及び賃借料	1,000	1,000	会場等で利用する暖房費等
備品購入費	36,000	36,000	事務所備品
合 計	183,000	183,000	

事業計画書（案）[活動]

- 1 名 称 内日地区まちづくり協議会
- 2 実施期間 28年1月26日 ~ 28年3月31日
- 3 事業の概要

【活動の内容】

内日地区まちづくり協議会を運営するため、次の活動に取り組む。

- ・地区の課題、情報等を共有するための広報に関する活動
- ・地区の地域福祉、子育て支援、防犯、防災等の課題の解決に向けた共助に関する活動
- ・地区内外における地域交流に関する活動
- ・地区の特性である地域資源の活用に関する活動
- ・地区における市民等の意見や課題を把握し、まちづくり計画等に反映するための情報収集に関する活動

4 事業の実施計画

実施時期	活 動 内 容	備 考
1回	内日地区まちづくり協議会広報紙発行 活動内容の情報発信	
1月～3月	各部会の開催	

収支予算書（案）[活動]

名 称

内日地区まちづくり協議会

平成28年1月26日～平成28年3月31日

1 収入の部

[単位：円]

収入区分	金 額	詳 細
市補助金	102,000	
合 計	102,000	

2 支出の部

[単位：円]

経費区分	金 額		詳 細
		うち 補助対象金額	
消耗品費	7,000	7,000	事務用品、用紙代
食糧費	5,000	5,000	湯茶、茶菓子代
印刷製本費	84,000	84,000	チラシ、資料作成等
通信運搬費	3,000	3,000	切手、はがき代等
使用料及び賃借料	3,000	3,000	会場暖房費
合 計	102,000	102,000	

内日地区まちづくり協議会 部会・事業別活動計画書（案）

平成27年度 （実施期間 平成28年1月26日～平成28年3月31日）

区分		事業名	事業概要	実施時期	予算額 (千円)	
活動	部会事業	総務部会	広報紙発行	活動内容の情報発信	1回	89
		総務部会	総務部会の開催	まちづくり協議会の総括に関すること	1回	2
		産業・環境部会	産業・環境部会の開催	内日地区における産業施設整備、環境保全、農業振興に係る勉強・検討	1回	5
		暮らしの安全と教育部会	暮らしの安全と教育部会の開催	内日地区における防災コミュニティ、安全対策、高齢者の健康・福祉、子どもの安全・教育に係る勉強・検討	1回	3
		活性化・イベント部会	活性化・イベント部会の開催	内日地区におけるイベント、定住人口対策に係る勉強・検討	1回	3